

## 「令和8年度 松阪市社会人フットサルリーグ」 大会要項

1. 主催 松阪市サッカー協会フットサル委員会
2. 期日（予定） 日曜日 17:30～22:00 頃（4月～12月/月 1～2回程度を予定）
3. 会場 アスキーフットサルパーク松阪（〒515-0044 松阪市久保町 1925 / 0598-31-2888）
4. 競技形式 参加全チームによる総当たりリーグ戦
5. 参加資格 1種（社会人・大学生）・2種（高校生）で、当大会においてチーム登録された選手  
夜間開催のため、高校生のみチームは認めない。必ず成人の引率者が帯同すること。
6. 競技規則 原則、公益財団法人日本サッカー協会フットサル競技規則による。  
ただし、以下の項目については本大会の規定を定める。

使用球	フットサル用ボール（会場設置分、もしくは各チームの持ち寄り）
競技者の数	ベンチ人数、交代要員など原則自由。 試合開始時に人数が4名未満の場合は当日棄権扱いとなる。 （棄権時の処分については14項を参照）
試合時間	24分間（前後半各12分間）のランニングタイム。 ハーフタイムのインターバルは2分間。
警告処分	本大会期間中に警告を累積2回受けた者は次の1試合に出場不可。
退場処分	次の1試合に出場不可。以後の処置は主管団体の判断に従う。
ファウル	ボール保持者に対するスライディングタックルはファウルとする。
順位決定方法	勝点方式（勝…3、分…1、負…0）。 勝点と同じ場合は以下の順で決定する。 （1）当該チーム間の対戦結果、（2）得失点差、（3）総得点、（4）抽選

7. 参加費用 40,000円～55,000円（松阪市サッカー協会登録費込 / 参加チーム数により変動）

8. 参加申込
  - ① [参加申込フォームより申込](#) ※3/15(日)〆切
  - ② 所定用紙（・選手登録表 ・誓約書）を提出。（郵送 or メール）※3/31(火)必着  
＜提出先：アスキーフットサルパーク松阪 河端悠太  
住所：〒515-0044 三重県松阪市久保町 1925 TEL:0598-31-2888＞  
E-mail：kawabata@verdelaco.jp
  - ③ 参加費用を下記へ振込 ※3/31(火)厳守  
＜振込先：三十三銀行 梅村学園前支店(店番号 024) 普通 6002518  
口座名義 松阪市社会人フットサルリーグ運営委員会 代表 河端悠太

9. 表彰 シーズン終了後の会議にて、優勝、準優勝チームにトロフィーもしくはメダル授与

10. 組み合わせ リーグスケジュール決定後、各チーム代表者に連絡

11. 審判 主審は会場スタッフにより運営協力。  
副審は割り当てられた各チームで担当。

<副審の職務>

- ・試合前のメンバーチェック（登録されているか、用具チェック）
- ・得点盤の管理
- ・試合の判定（特に得点盤側タッチラインの判定）

12. 選手の登録 ① チームへの選手登録は、チーム登録時に提出する選手登録票にて行う。  
② 選手の追加登録を行う場合は、追加する選手の氏名・生年月日を試合前日までに事務局に提出する。  
また、追加登録する選手が同一年度内に他チームに在籍していた場合は移籍扱いとなるため、その旨を記載すること。なお、各選手の同一年度内での移籍回数は1回のみとする。  
③ 毎試合メンバー表（氏名・番号入り）を提出する。

13. 試合に参加出来ない場合の対応 止むを得ない事情で試合への参加が難しい場合、開催予定日 14 日前までに事務局・対戦予定チームへの通達を行う。対戦相手の了承が得られ、審判員の確保が出来れば、代替日を設定出来る。（開催予定日から一ヶ月以内が望ましい。）

【棄権時のペナルティ】

- ① 所定の手続を行ったが代替試合を開催出来なかった場合  
棄権対象試合 0-5、勝ち点のペナルティなし
- ② 開催予定日の 13 日前～前日までに棄権の連絡があった場合  
棄権対象試合 0-5、勝ち点-2
- ③ 当日棄権  
棄権対象試合 0-5、勝ち点-3
- ④無断棄権・当日棄権 2 回目  
次節より参加権剥奪。当該年度・次年度の試合（カップ戦含む）には参加出来ない。当該年度に行った当該チームの戦績は全て抹消される。

#### 14. その他

- ・レガースの着用、装飾品の着用禁止の義務付けが果たされなかったチーム・選手に対しては、発見され次第、出場停止を含む厳正な処分が行われる。
- ・装飾品はヘアバンド、冬季のニットキャップ、ネックウォーマー、凹凸のない結婚指輪のみ許可とする。
- ・使用するシューズに関しては原則フットサルシューズ、トレーニングシューズとする。
- ・スポーツマンシップに反するプレー及び行為に関して厳正に処罰される。
- ・審判員に対する異議、暴言等は警告、退場処分も含め、厳正に処罰される。
- ・ユニフォームに関しては、チームで統一された背番号入りのユニフォームを義務とする。ただし、新規参入チームに関しては今季中に用意することとし、用意出来るまではビブスでの代用を認める。
- ・本要項への違反、試合放棄な場合は没収試合とし、当該チームの処置については主管団体に委ねられる。